

2021（令和3年度）～2030（令和12年度）
琵琶湖森林づくり基本計画
第2期

中間改定



第1章	はじめに	2
第2章	森林・林業を取り巻く現状と課題	4
	1 全国の動き	4
	2 本県の現状と課題	9
第3章	琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）および第2期計画前半の取組総括	22
	1 基本指標に基づく評価	22
	2 戦略プロジェクトに基づく評価	25
	3 第2期計画前半の重点プロジェクトに基づく評価	27
第4章	基本計画が目指す森林づくりの方向	30
	1 基本方向	30
	2 基本方針	30
	3 方針に基づく施策の考え方	32
	4 SDGs（持続可能な開発目標）およびMLGsの達成に向けた取組	45
第5章	施策の体系	48
第6章	基本施策	49
	1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり	49
	2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり	53
	3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化	55
	4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進	60
第7章	重点プロジェクト	63
	1 花粉の少ない再造林促進プロジェクト	63
	2 災害に強い森林づくりプロジェクト	64
	3 「やまの健康」推進プロジェクト	65
	4 建築物木造化プロジェクト	65
	5 木育活動促進プロジェクト	66
	6 林業人材育成プロジェクト	67
第8章	指標と主なSDGsターゲットとの関連	68
	1 基本施策	68
	2 重点プロジェクト	70
第9章	推進体制	71
	参考資料	73

第1章 はじめに



1 策定の背景

本県の森林は、琵琶湖の水源涵養をはじめ、県土の保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産といった多面的な機能の発揮を通じて、県民の生活に様々な恩恵をもたらしています。

豊かな水をたたえる琵琶湖から、県民をはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきており、その琵琶湖の水を育てているのは、周りを囲む山々の森林です。滋賀の森林は、森、川、里、湖のつながりにおいて一体となった生態系、自然界の循環等に育まれた琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産です。

これまで、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さや自然に対する畏れの気持ちを再認識し、持続可能な社会の構築に寄与する森林の多面的機能を見つめ直す必要があります。また、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことが求められています。

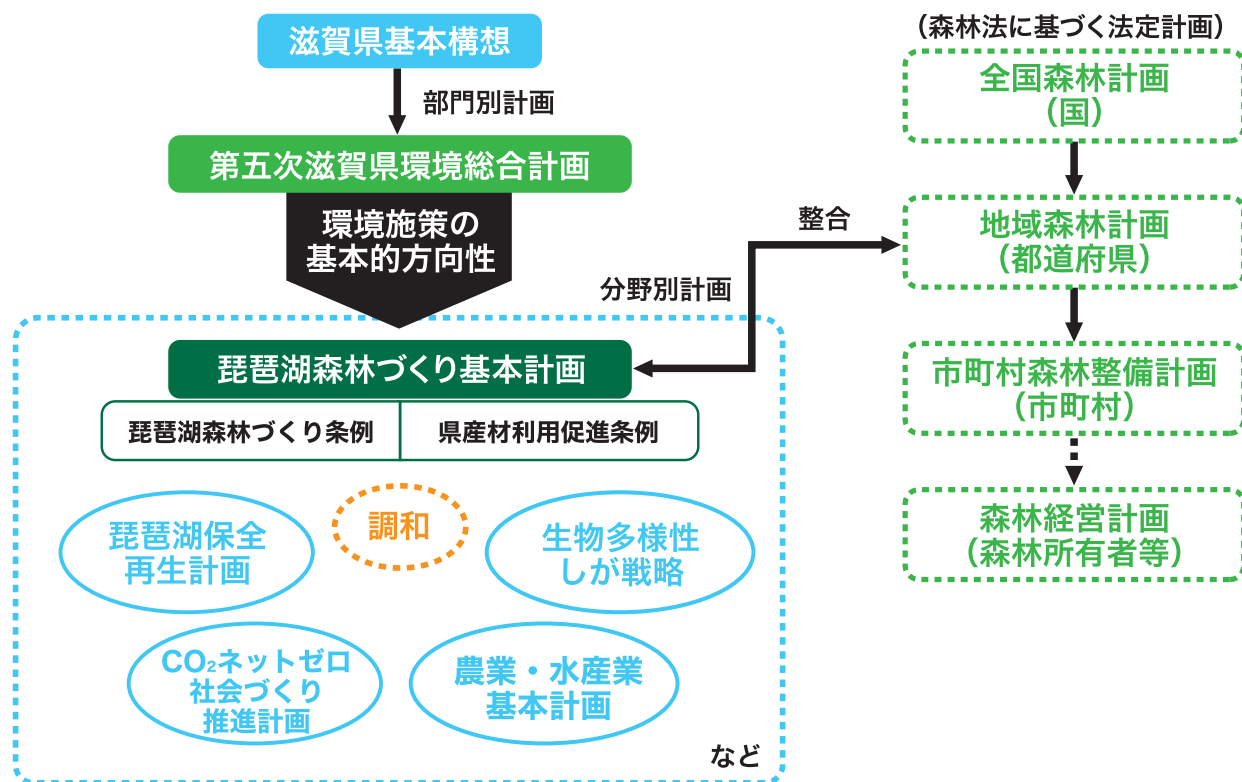
平成17年度（2005年度）から令和2年度（2020年度）までを期間とする第1期計画では、こうした森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、総合的かつ計画的な施策の推進に取り組んできました。

令和3年度（2021年度）から始まる第2期計画では、第1期計画の成果とその評価、残された課題や新たに対応すべき課題を踏まえ、今後10年間の森林・林業に関する具体的な施策の方向を示すこととします。

2 計画の位置づけ

- ・琵琶湖森林づくり条例第9条に基づく計画として位置付けられています。
- ・滋賀県県産材の利用の促進に関する条例（以下「県産材利用促進条例」という。）第10条に基づく計画としても位置付けられています。
- ・滋賀県基本構想（平成31年3月策定）や第五次滋賀県環境総合計画（平成31年3月策定）を上位計画とする分野別計画として位置づけ、森林・林業にかかる総合的な推進を図る計画とし、他の分野別計画と調和させることとします。

- ・森林法に基づく地域森林計画との整合を図ります。
- ・琵琶湖保全再生法に基づく琵琶湖保全再生計画とも調和を図ります。



計画の位置づけ

3 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）の10年間としますが、本県の森林・林業を取り巻く社会・経済情勢の変化などを考慮し、計画開始から5年目を目途に見直しを行うこととします。



1 全国の動き

(1) 自然災害の頻発

近年、全国的に自然災害が多発しています。平成30年(2018年)には、7月の豪雨災害や北海道の地震災害など全国各地で山地災害が発生しました。令和元年(2019年)においても、9月の「令和元年房総半島台風(台風第15号)」、10月の「令和元年東日本台風(台風第19号)」等により、広い範囲で記録的な強風や大雨に見舞われるなど、全国の多くの地域で山地災害、風倒木被害が発生しています。令和2年(2020年)の7月豪雨でも各地で被害が発生しており、また、令和6年(2024年)1月の能登半島地震とそれに続く9月豪雨でも、多くの被害が発生しました。治山事業や森林整備事業等による被害箇所の早期復旧や、事前防災・減災に向けた「国土強靱化」の取組が必要となっています。

(2) 森林・林業・木材産業のSDGsへの貢献

平成27年(2015年)に国連サミットにおいて採択されたSDGs(持続可能な開発目標)は、持続可能な世界を実現するための17の目標、169のターゲットから構成されています。森林のもつ多面的機能は、SDGsの目標15(陸の豊かさを守ろう)を始め、水源涵養は目標6「安全な水とトイレを世界中に」に関連するなど、様々な目標の達成に貢献しています。

政府が推進する具体的な取組の方向性を示す「SDGsアクションプラン2020」では、森林・林業・木材産業に関するものとして、林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮のための取組、スマート林業構築推進、新たな森林空間の利用、新規就業者の育成、国土強靱化への対応、気候変動対策など、様々な対応を行うこととしています。



SDGsロゴマーク

(3) 森林吸収源対策としての役割の高まり

令和2年(2020年)以降の「パリ協定」の下でも、「京都議定書」の下で使用してきた、間伐等の適切な森林経営が行われている森林による二酸化炭素の吸収量を削減量に含める方法を用いて、温室効果ガスの排出・吸収量を計上することが認められ、引き続き地球温暖化対策として、森林吸収源対策が重要な役割を果たすこととなっています。

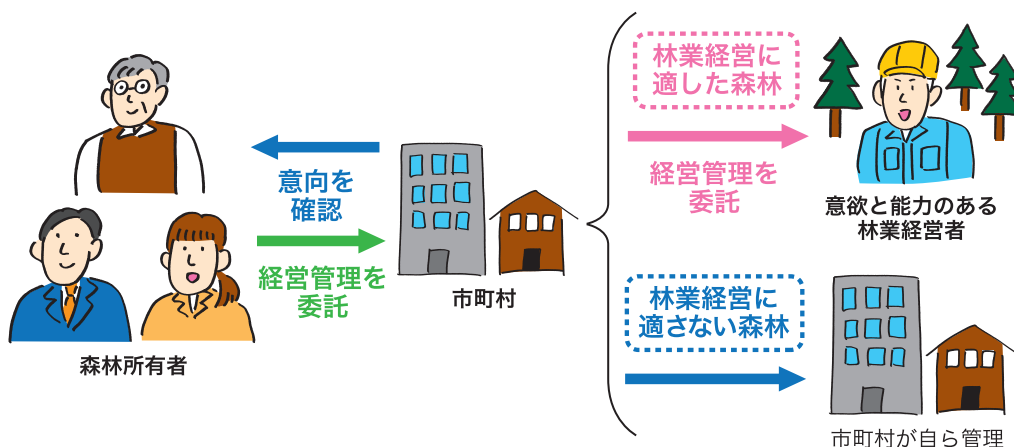
また、令和5年(2023年)7月に「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(GX推進戦略)」が閣議決定され、脱炭素と経済成長の同時実現に資する吸収源の機能強化、森林由来の素材を活かしたイノベーションの推進に向けた投資を促進していくこととしています。

さらに、令和7年(2025年)5月には、改正「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」が可決・成立し、令和8年度(2026年度)から、二酸化炭素の直接排出量が一定規模以上の事業者に対して、排出枠の保有を義務付けるとともに、過不足分の排出量を事業者間で取引できる市場を整備することが盛り込まれました。

このことにより、企業がカーボン・オフセットを行う手法の一つとして、森林由来のクレジットについても注目が高まっています。

(4) 森林経営管理法の施行

平成31年(2019年)4月に森林経営管理法が施行され、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を意欲と能力のある林業経営者に委ねる「森林経営管理制度」が規定されました。この制度は、これまでの森林経営計画制度等と異なり、市町村が主体となって適切な経営管理を図るというスキームとなっています。



森林経営管理制度の概要 (林野庁提供資料)

(5) 森林環境税・森林環境譲与税の創設

森林経営管理法を踏まえ、市町村および都道府県が実施する森林整備等に必要な財源として、森林環境税および森林環境譲与税が創設され、森林環境譲与税は森林経営管理制度の開始に合わせて、令和元年度(2019年度)から譲与が始まりました。また、令和6年(2024年)からは、森林環境税の徴収が始まりました。この税をきっかけに森林整備の進展だけでなく、都市部が山村地域の木材の利用等を通じて、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や山村の振興等につながることを期待されます。

(6) 新たな森林・林業基本計画の制定

令和3年(2021年)6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、森林の適正管理やイノベーションにより伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換する「新しい林業」に取り組み、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊



かな社会経済を実現する「グリーン成長」を実現することとしています。

(7) ICTを活用した新たな森林管理手法やスマート林業へのニーズの高まり

林業は、その厳しい労働条件や、林業が営まれる山村地域での過疎化や高齢化の進行などから、労働力を確保し、森林を育てていくことが難しい現状があります。国では、令和元年（2019年）6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」に基づき、林業・木材産業の成長産業化に向け、高精度な資源情報を活用した森林管理、ICTによる木材の生産管理等によるスマート林業などの「林業イノベーション」を推進することとし、林業収益性の向上や安全で効率的な自動化機械による作業などにより魅力ある産業にすることを目指しています。

(8) 再造林の低コスト化への取組

全国的に人工林の多くが本格的な利用期を迎え、伐採の増加が見込まれる中、適切な再造林の実施、造林の低コスト化および苗木の安定供給が重要になっています。再造林の経費を圧縮する手法として、集材に使用する林業機械を用いるなどして、伐採と並行または連続して地拵えや植栽を行う「伐採と造林の一貫作業システム」が導入されつつあります。

(9) 非住宅等への木材利用の増加

全国的に、戦後造成した森林資源が本格的な利用期を迎える中、林業の成長産業化を実現していくため、川中、川下の施策を充実させていくことが必要となっています。これまで国産材があまり使われてこなかった住宅部材での利用拡大、また、都市における木質耐火部材の開発、非住宅分野を中心としたCLTの利用と普及等が取り組まれています。

また、脱炭素社会の実現への貢献が求められる中、これまで公共建築物を対象として木材利用の促進を図ってきた、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」について、より一層の木材利用の促進を図るため、民間建築物を含めた建築物一般を対象を拡げることとし、令和3年（2021年）10月に法律名が、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改められました。

(10) 新型コロナウイルスの感染拡大

令和2年（2020年）以降、新型コロナウイルス感染症は世界中に蔓延し、その影響は経済、社会など各方面に及びました。

森林・林業分野では、輸出の停滞や住宅着工数の減少等による製材・合板工場等の生産縮小、原木の入荷制限が行われたことにより、木材価格の低下や生産調整が行われるなど、川上にも大きな影響が及びました。このため、林業・木材産業関連事業者の業務継続および影響緩和に向けた様々な対策が行われました。

一方で、ウィズコロナの時期には、人と人との接触を避けた「新たな生活様式」等の取り組みが広がり、森林は「3密」を回避する場所としてだけでなく、レクリエーションや健康維持の場として、またテレワークなどの働く場としてニーズが高まりました。

令和5年（2023年）5月8日には、新型コロナウイルスの感染法上の位置付けが「2類相当」から

季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行しました。人々の生活は日常を取り戻しつつありますが、世界の木材需給は引き続き不透明な状況であることから、森林・林業分野にあってもその動向を見ながらの対応が求められます。

(11) ウッドショックの影響

令和2年(2020年)に始まった新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年(2021年)には世界の木材市場が混乱しました。製材工場の稼働率低下や米国における需要の高まり、海上輸送の混乱により、日本の製材輸入量は前年を下回り、製材の輸入平均単価は大幅に上昇しました。日本の住宅需要が回復する中、輸入材の代替として国産材の需要が高まり、国産材の製品価格が上昇し原木価格も上昇しました。国産材の需要の高まりに対し、国内の製材工場は稼働率を上げて対応したものの、乾燥施設の処理能力や労働力等がボトルネックとなり、短期的な需要の増加に十分に対応できない状況が発生しました。その後、国産材の供給力を強化するため、乾燥施設整備による木材製品の供給力強化や原木の安定供給に向けた間伐・路網整備の更なる推進等が行われました。

現在、原木価格はピークからは下落傾向にあるものの、ウッドショック以前と比べ高い状況にあります。

(12) 世界情勢による木材価格への影響

令和4年(2022年)2月に起きたロシアによるウクライナ侵攻により、欧州材、ロシア材の供給不足が予想され、ウッドショックの再来が懸念されました。政府によるロシアからの木材の輸入禁止措置が行われましたが、結果として、供給不足は起こりませんでした。しかし、仕入れ価格の上昇や円安による輸入コストやエネルギーコストが上昇し、製品価格は高止まりしました。現在、製品価格はピークからは下落傾向にありますが、ウッドショック以前と比べ高い状況にあります。

世界情勢不安が続く中、国産材の安定供給に期待が高まっています。

(13) 生物多様性の保全

生物多様性条約COP15における新たな世界目標の合意を受けて、令和5年(2023年)3月に策定された新たな生物多様性国家戦略では、2030年ミッションとして、ネイチャーポジティブ¹(自然再興)の実現が掲げられ、30 by 30目標²の達成等を通じた生態系の健全性の回復や、自然を活用した解決策等を通じた気候変動の影響の最小化などについても取り組んでいく必要があるとされています。

また、令和6年(2024年)3月には森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針が策定され、生物多様性を高めるための森林管理のあり方が明確化されました。

(14) 花粉発生源対策の加速化

令和5年(2023年)10月に花粉症対策初期集中対応パッケージが策定され、10年後の令和15年(2033年)には花粉発生源となるスギ人工林を約2割減少させることが目標として掲げられました。その実現のため、発生源対策として、スギ人工林の伐採・植え替えの加速化、スギ材需要の拡大、花粉

¹ 生物多様性の損失を止め、反転させること(自然再興)。

² 2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として保全しようとする目標。



の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上および労働力の確保を進めていくこととされました。

（15）次期琵琶湖保全再生計画の策定、世界湖沼の日の制定

国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全および再生を図るため、平成27年(2015年)9月28日に琵琶湖の保全及び再生に関する法律（以下「琵琶湖保全再生法」という。）が公布、施行されました。この法律に基づき、琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）が令和3年度（2021年度）から5年間の計画として策定されており、「水源のかん養に関する事項」などは、本計画とも密接に関わっています。

令和8年（2026年）には第3期計画の策定が予定されており、本計画の改定とも歩調を合わせて取り組んでいくことが求められます。

また、インドネシアが提案し、日本も賛同する「世界湖沼の日」（World Lake Day）に関する国連決議が、令和6年（2024年）12月13日に国連総会で採択され、滋賀県大津市で第1回世界湖沼会議が開会された昭和59年（1984年）8月27日にちなみ、8月27日が「世界湖沼の日」に制定されました。このことをきっかけとして、琵琶湖の水源である滋賀の森林についても、森林の整備および保全についてより一層推進していくことが求められます。

（16）大規模な林野火災の発生

日本における近年の林野火災発生の動向については、長期的には減少傾向で推移していますが、令和7年(2025年)2月には、岩手県大船渡市で延焼面積が約3,370haとなる林野火災が発生し、平成以降日本最大規模となりました。その後も令和7年(2025年)3月には愛媛県今治市で約480ha、岡山市で約490haと大規模な林野火災が相次いで発生しました。

本県においても、令和7年(2025年)4月12日に大津市田上森町で約0.8haが焼失する林野火災が発生しており、いつ大規模な林野火災が発生してもおかしくありません。

森林は一旦火災などで失われると、その大切な機能が回復するまでには何十年もの年月と多大なコストを要します。また、発生原因のほとんどは人間の不注意によるものであるため、林野火災を予防するためには、入山者への注意喚起や普及啓発をより一層進めることが求められます。

（17）東北地方を中心とした市街地等でのクマ被害の増加

令和7年（2025年）は、東北の堅果類の凶作等により、秋にクマ類が市街地に出没し、全国の死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となりました。

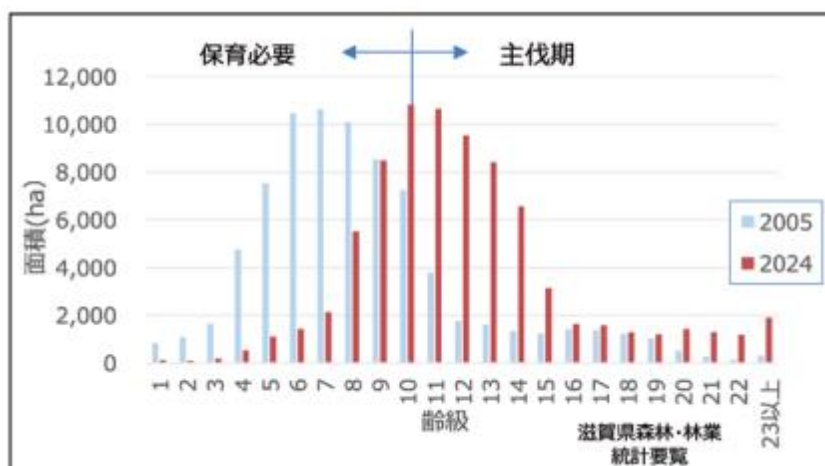
このため、令和7年（2025年）11月に、人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現するための「クマ被害対策パッケージ」が関係閣僚会議で決定されました。

本県においては、出没件数や人身被害状況はこれまで増減の範囲内で推移しているところですが、国の対策パッケージに基づき、緊急銃猟の実施に向けた体制整備等市町への支援を実施したり、学校活動や農林業従事者の安全確保について注意喚起を行ったりするなど、対策を強化しています。

2 本県の現状と課題

(1) 利用期を迎え資源が充実する一方、伐採・利用が進まない人工林

本県の人工林資源は、その多くが利用期を迎え蓄積が充実する一方、長期にわたる林業生産活動の低迷等により、伐採・再造林が低調で推移した結果、若齢林が非常に少ない状況であるとともに、安定的な木材供給ができていない状態となっています。このため植栽や幼齢木の保育に関する技術の継承が困難となっており、また主伐期以後であっても林木の上長成長に伴って適切な抜き伐りを繰り返さなければ災害リスクが増大し、多面的機能が損なわれる恐れもあります。林業経営に適した森林において「伐って、使って、植えて、育てる」というサイクルを回すとともに、森林の適正な整備・保全を続け、木材の安定供給を含めた多面的機能の持続的発揮につなげる必要があります。



本県の私有林人工林年齢別面積

※ 第1期計画策定時の平成17年度（2005年度）は、人工林の多くが除間伐等の保育を必要とする「若い林分」でしたが、令和6年度（2024年度）には、約76%の森林資源が利用期を迎え、充実しつつある状況です。

(2) 台風や集中豪雨などの気象災害による土砂災害や風倒木等被害の増加

近年、台風や集中豪雨などの気象災害により、本県でも従来にはみられなかった大規模な風倒木被害や、風倒木が道路や電線などのライフラインを寸断するなどの、県民生活に影響を及ぼす被害が発生しています。また、長浜市を流れる高時川において、降雨の後、長期間にわたり水の濁りが解消されないなどの問題が生じています。さらに、伊吹山においては令和5年(2023年)7月の降雨により登山道が通行止めになり、翌令和6年(2024年)7月には下流集落への土砂流入が発生しました。気象環境の変化等を踏まえ、災害リスクの軽減につながる森林整備等を行う必要が生じています。



風倒木被害(H30)



伊吹山における土壌侵食(R6)

こうした中、被害を未然に防ぐために、道路等のライフライン沿いの森林において予防的に危険木を伐採する取組が始まっています。



道路沿いの予防伐採を行った現場

(3) 農山村地域における過疎化・高齢化の進行、適切な管理が行われない森林の増加

本県では、令和元年に人口増が見られたものの、全国同様、人口減少局面に入っており、今後、特に農山村の人口減少割合が大きくなると予測されています。森林所有者の多くが農山村の住民であり、過疎化・高齢化が進むことにより、相続の発生と相まって所有者や境界の不明確化が進行しています。全国的な調査では、「最後の登記から50年以上経過している割合」が山林で約32%³、「登記簿情報だけでは所有者に連絡がつかない割合」が約30%⁴など、所有者を特定することに手間を要する状態が発生しています。

また、相続の発生により、森林整備の同意に必要な関係者が数倍に膨らむなどの事例⁵も報告されて

3 法務省「不動産登記簿における相続登記未了土地調査」(平成29年)

4 国土交通省「令和2年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」

5 林野庁「令和4年度森林経営管理制度実施円滑化事業のうち所有者不明森林等における探索等工程調査業務報告書」

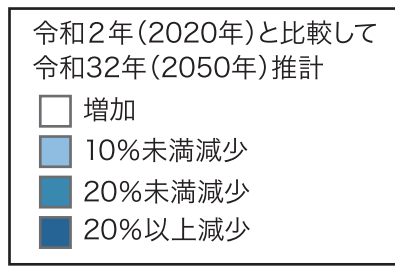
いるほか、戸籍調査で該当者がいない事例や相続人全員が相続放棄する事例なども見られます。加えて、「土地を手放したい」と考える所有者は林地で33%という調査結果⁶があるなど、森林を所有することへの意欲も低下していることから、このまま放置すれば、更なる相続の発生により、一層所有者の特定が困難になります。

とりわけ、本県における山林での地籍調査の進捗率は全国平均を大きく下回っていることから、地籍調査の進展を待つのではなく、精度は落ちるものの簡易な手法で森林境界の早期明確化を進めていくこと等により、これ以上所有者不明森林を発生させない仕組みづくりがより重要となっています。

そのほか、森林資源の活用方法として、木材だけでなく、特用林産物や空間の活用など、健康や観光分野にも着目し、農山村における経済循環の創出、関係人口の増加等による活性化を図ることも必要です。一方都市部では、企業や産業の密集や人口の集中による生活環境の悪化やストレスの増加など、様々な問題があります。この取組は、こうした都市部の過密による様々な問題を解決する可能性を持っています。

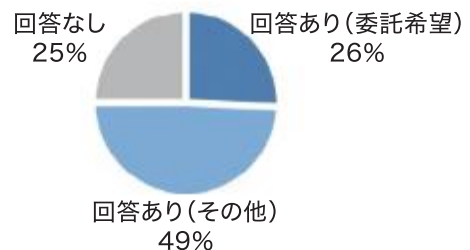
※ 将来人口推計について

右図は県内市町における人口増減を示したもの(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)推計)」より作成)。農山村地域の多い市町で、人口減少割合が大きいと予測されています。



※ 県内市町における意向調査結果について

令和6年度までに、森林経営管理法に基づく意向調査が県内市町で3,807haを対象に行われ、そのうち回答があったのは2,855ha(75%)、市町村に委託を希望されたのは978ha(26%)でした。



6 国土交通省「H30個人土地所有者向けアンケート結果について」(平成31年4月)



※ 所有者不明森林の探索事例について（林野庁「所有者不明森林等における探索等工程調査」）

I町の事例では、37ha(2筆)、登記名義人44人の森林について、町と司法書士が連携して探索し、戸籍謄本等330通を取得、確知した相続人304名。相続人探索から完了まで174日、作業時間延べ約111時間を要した。

また、O市の事例では、登記簿の内容を確認したところ、登記簿には氏名しか記載されていなかったため、戸籍調査による探索ができなかった。

（４）川上から川下までを通じた県産材利用の一層の促進

森林資源の多くが利用期を迎え充実する一方、林業生産活動は長期にわたり低迷しており、増加する資源を十分に活用できていない状況にあります。森林資源の循環利用に取り組み、林業の成長産業化を実現するためには、生産現場の効率化、川上・川中・川下の連携による加工・流通の合理化など、より一層の県産材利用に向けた体制づくりが必要となっています。また、住宅や公共施設を含む非住宅建築物、木製品や木質バイオマスなどあらゆる用途で県産材の需要を喚起し、加えて子どもから大人までを対象として、木材や木製品とのふれあいを通じて、木材への親しみや木の文化への理解深め、その利用の意義を学んでもらう「木育」の取組も必要となっています。令和5年（2023年）4月には、滋賀らしい木育活動をさらに推進するために、つなぐ「しが木育」指針が策定され、令和7年(2025年)には木を五感で感じることができ、乳幼児から小学生程度までの児童が、年齢に応じて自然とのつながりを楽しく学ぶことができる木育拠点施設「しがモック」が県立近江富士花緑公園に開設されたことから、拠点を中心として、県内各地に「しが木育」を展開する取組の推進が期待されます。



しがモック(外観)



しがモック(内観)

国では、平成22年（2010年）10月に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が、令和3年（2021年）に改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」として同年10月1日に施行されました。これを受け、令和4年（2022年）5月に「建築物における滋賀県産木材の利用方針」を変更しました。この法律において創設された「建築物木材利用促進協定」について、本県では、令和5年(2023年)11月に株式会社たねやと、令和6年(2024年)9月には東レ建設株式会社と、令和7年(2025年)1月には株式会社シガウッドと、令和7年(2025年)3月には建築関係5団体（滋賀県建築士事務所協会、滋賀県建築士会、滋賀県建築設計家協会、日本建築家協会近畿支部滋賀地域会、滋賀県建築設計監理事業協同組合）と協定を締結しました。

また、令和5年（2023年）3月22日に、「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」が施行されたことから、県全体で県産材の利用を一層促進します。



協定により整備した建築物
（「北之庄ラ コリーナ前」バス停待合所）



びわ湖材を使用した住宅



木造公共施設



民間施設における木育スペース



(5) 第72回全国植樹祭を機に県民一丸となって琵琶湖の水源林を守り育てる取組の推進

全国植樹祭は、国土緑化運動の中心的な行事であり、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的として、毎年春に行われています。

本県では、甲賀市鹿深夢の森をメイン会場として、令和4年（2022年）6月5日に第72回全国植樹祭を開催しました。甲賀市鹿深夢の森の主会場に加え、一般植樹会場3か所およびサテライト会場3か所を合わせ、約13,000名が参加しました。

式典ではふるさと滋賀の地域特性である「森一川一里一湖」のつながりを表すアトラクションや、記念式典が執り行われました。また、前年につづき天皇皇后両陛下はオンラインでの御臨席となり、東京会場にてお手植え、お手播きを賜りました。

今大会では、「森林」、「びわ湖」、「人（暮らし）」のつながりと、緑ゆたかな森と碧く輝くびわ湖を未来へつないでいくことを全国に発信しました。この全国植樹祭開催により多くの県民や森林・林業関係者の森づくりに対する関心が高まったことを契機に、県民一丸となった森林づくりを進める必要があります。



お野立所と「緑の少年団」



天皇陛下のお言葉



天皇陛下お手植え



皇后陛下お手播き

(6) 第50回全国林業後継者大会の開催

第72回全国植樹祭関連行事として、令和4年（2022年）6月4日に、全国各地の林業関係者が多賀町中央公民館（多賀結いの森）に集まり、「つなげよう未来に、『森－川－里－湖』のつながりを（琵琶湖と森の恵みを次世代へ）」を大会テーマとして、全国林業後継者大会が開催されました。当日は好天に恵まれ、全国から林業関係者の方など約250名の参加がありました。

パネルディスカッションでは、川上、川下それぞれで活動されている方々をパネリストとして迎え「みんなで豊かな森林を次世代に引き継いでいくために必要なこと」について、森林への思いや川上側が抱える課題とその解決策について話し合いました。森林の恩恵と琵琶湖のつながりについて再認識することともに、この恵みを後世に引き継いでいくことが求められます。



第50回全国林業後継者大会



滋賀もりづくりアカデミー修了生による大会宣言



(7) 市町が中心となる森林経営管理制度の推進

森林経営管理法では、市町村が主体となって放置林対策を進めることとなっており、法に基づく森林経営管理制度の推進を図る必要があります。

本県においても、市町が放置林整備やその準備作業を行うための体制整備などへの支援を行いつつ、市町と連携を図りながら森林の公的管理を進める新たな枠組みの検討を行うなど、制度の更なる推進を図ることが求められています。

(8) 林業の成長産業化や森林の適切な経営管理に不可欠な林業従事者の確保、人材育成の推進

本県では、林業の成長産業化に向け、森林・林業に関して安全かつ専門性の高い人材の育成を行うことを目的として、令和元年（2019年）6月に「滋賀もりづくりアカデミー」を開設しました。この中で、作業員の現場スキル向上、林業経営者としてのマネジメント能力の向上、木材流通等の知識、技術の習得に取り組んでおり、また併せて、森林経営管理制度を担う市町職員の能力向上にも取り組んでいます。今後はさらに、効率的な木材生産を行う技術力や地域資源を活かしたビジネス創出などの経営力を持ち、農山村を支える人材の確保および育成に期待が寄せられています。

令和元年度（2019年度）から令和6年度（2024年度）までの6年間で、22名がアカデミーの新規就業者コースを修了し、森林組合や林業事業体をはじめとする森林整備や木材生産の分野で活躍しています。



滋賀もりづくりアカデミーの研修の様子



ハーベスタシミュレーターの導入



本県の林業従事者数の現状

※本県における林業従事者は長期にわたり減少してきましたが、近年は一定しており若年の従事者も増加しつつあります。林業の成長産業化に向け、従事者の能力向上が求められています。

(9) 「しがCO₂ ネットゼロ」ムーブメント」の推進

近年、気候変動やその影響が全国各地で現れており、平成30年度（2018年度）および令和元年度（2019年度）には琵琶湖北湖の一部で全層循環が確認できないという観測史上初めての事態が生じるなど、農林水産業や自然生態系など様々な分野において気候変動の影響と考えられる現象が既に現れてきています。

こうした中、令和4年（2022年）4月1日には、「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」が施行され、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標を掲げるとともに、単なる温室効果ガス排出の削減にとどまらず、CO₂ネットゼロへの挑戦で真に持続可能な社会をつくる取組が推進されることとなりました。

本県の森林に対しては、二酸化炭素の吸収源として、また再生可能エネルギーである木質バイオマスの供給源としての役割への期待が高まっています。その中で、計画的な除間伐に基づく森林管理プロジェクトによるJ-クレジットの創出について、新たな団体が創出に取組むなど、カーボン・オフセットの取組が広がっています。さらに、企業の森づくりによるCO₂ネットゼロの取組やSDGs実現の場として、滋賀の森が注目されています。

(10) MLGsの取組

マザーレイクゴールズ(MLGs)とは、「琵琶湖」を切り口とした2030年の持続可能社会への目標(ゴール)であり、「琵琶湖版のSDGs」です。MLGsは、2030年の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖を切り口として独自に13のゴールを設定しています。



2030年の持続可能社会と琵琶湖に根差す暮らしに向けた13のゴール

- 1** 清らかな水を感ずる水に

アオコや赤潮などのプランクトンの異常発生が抑制され、飲料水としても問題がなく、思わず飲みたくなるような清らかな水が維持される。
- 2** 豊かな魚介類を取り戻そう

在来魚介類の生態環境が改善し、資源量・漁獲量が持続可能な形で増加するとともに、人々が湿魚料理を日常的に楽しむ。
- 3** 多様な生き物を守ろう

生物多様性や生態系のバランスを取り戻す取組が拡大し、野生生物の生態状況が改善するとともに、自然の恵みを実感する人が増加する。
- 4** 水辺も湖底も美しく

川や湖にごみがなく、砂浜や水生植物などが適切に維持・管理され、誰もが美しいと感じられる水辺景観が守られる。
- 5** 恵み豊かな水源の森を守ろう

水源涵養や生態系保全、木材生産、レクリエーションなどの多面的機能が持続的に発揮される森林づくりが高み、人々が地元の森林の恵みを持続的に享受する。
- 6** 森川里湖海のつながりを健全に

森から湖、海に至る水や物質のつながりが健全に保たれ、湖と川、内湖、田んぼなどを行き来する生き物が増加する。
- 7** びわ湖のためにも 温室効果ガスの排出を減らそう

日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスを減らす取組が広がり、琵琶湖の全層循環完成了などの実現の進行
- 8** 気候変動や自然災害に強い暮らしに

豪雨や渇水、温暖化などの影響を把握・予測し、そうした事態が起きたとき大きな被害を受けない暮らしへの転換が進む。
- 9** 生業・産業に地域の資源を活かそう

地域の自然の恵みを活かした商品や製品、サービスが積極的に選ばれ、地域内における経済循環が活性化し、ひいては環境が持続的に守られる。
- 10** 地元も流域も学びの場に

琵琶湖や流域、自分が生活する地域を環境学習のフィールドとして体験・実践する機会が豊富に提供され、関心を行動に結びつけられる人が増加する。
- 11** びわ湖を楽しみ 愛する人を増やそう

レジャーやエコツーリズムなどを通じて自然を楽しむ様々な機会が増え、琵琶湖への愛着が増される。
- 12** 水とつながる 折りこ暮らしを次世代に

水を敬い、水を巧みに生活の中に取り込む文化や、水が育む生業や食文化が、将来世代へと確実に継承される。
- 13** つながりあって 目標を達成しよう

年代や性別、所属、経歴、価値観などが異なる人同士、また異なる地域に住まう人同士がつながり、琵琶湖や流域の現状、これらについて対話を積み重ね、その成果を共有できる機会が十分に提供される。

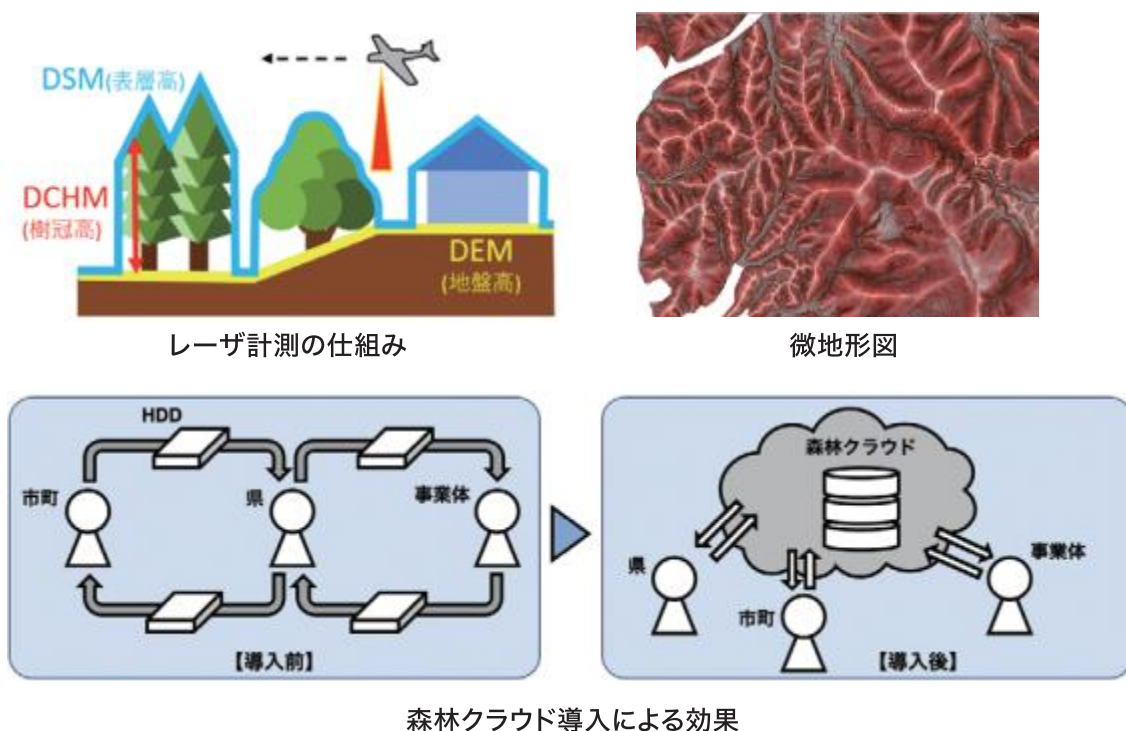
(11) 精度の高い森林資源・地形情報の整備と利便性の向上

航空レーザ計測による資源解析が、令和6年度（2024年度）に概ね完了し、森林の微地形、林相、人工林の疎密度などの情報が網羅的に整備されました。この情報を活用した新たな施策の展開が求められるほか、令和6年度(2024年度)に整備された森林クラウドに情報を搭載することで、市町や林業事業体においてこれらの情報を現地で活用し、施業提案の効率化や、森林経営管理制度の推進を図っていくことが求められます。

※ 航空レーザ計測と森林クラウドについて

航空機からレーザを地上に向かって照射し、得られた反射の情報を解析することで、航空写真では分からなかった微地形が判読できるようになりました。また、樹冠(木の枝の広がり)の高さを解析することで、樹高や疎密度が分かります。

こうした解析データは、容量が大きいため、ハードディスク等を利用して受け渡しするなどの方法を取っていましたが、森林クラウドに搭載することで、県、市町、林業事業者間でスムーズな情報共有が可能になります。



(12) 企業との共創による森林づくり

近年、SDGsが世界の潮流となる中、企業から森林へ大きな関心が寄せられています。県内外の企業は、これまでの「琵琶湖森林づくりパートナー協定」などを通じた森林整備への支援に加え、森林空間の利用や木材活用、生物多様性の保全など、より幅広く森林づくりに関わるようになってきています。

こうした動きは県有の森林公園にも及んでおり、企業の関わりが活発化しています。例えば、近江富士花緑公園（野洲市）では、企業との協働による再整備や、公園内森林へのネーミングライツを通じた魅力向上が進められています。また、山門水源の森（長浜市）では、地元企業による施設整備への支援や、森林整備活動を活用した企業研修などが実施されています。

さらに、排出量取引の義務化などを見据えてカーボン・オフセットへの注目も高まっており、県内森林の整備・保全を支援しようと模索する企業の動きも見られます。



※ 企業支援を受けている森林公園等について
(県立近江富士花緑公園)

野洲市にある県立近江富士花緑公園では、施設の老朽化といった課題を解決し、魅力向上を目指すため、企業と連携した取組が進められています。

具体的には、京都の半導体メーカー、ローム株式会社の支援により公園全体の再整備が実施されました(令和7年(2025年)3月完成)。植物園エリアに多目的広場が設置されたほか、子育て世代を対象とした木製遊具などが新たに整備されました。

また、同社と公園内の森林に関するネーミングライツ契約を締結し、その森林は「ロームの森」と名付けられ、森林整備が進められています。

(奥びわ湖・山門水源の森)

長浜市にある「奥びわ湖・山門水源の森」は、琵琶湖の重要な水源であるとともに、日本の南限・北限の植物が共存する貴重な生態系を持つ場所です。この豊かな自然は、ボランティア団体「山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会」による長年の保全活動によって支えられています。

さらに、地元企業もこの活動を支援しており、株式会社山久によるネーミングライツや湖北工業株式会社によるバイオトイレの寄贈、両社社員による保全活動や研修などを通じて、貴重な水源の森の保全に貢献しています。



近江富士花緑公園
(木製遊具の整備)



奥びわ湖・山門水源の森
(社員による保全活動)

(13) 森林組合の合併

令和6年(2024年)6月、県内8組合中6つの森林組合が合併し、組合員数は19,457人で全国2位、組合員の所有する森林面積は約107,000haで全国1位の滋賀県森林組合が誕生しました。

森林組合は、森林の機能を十分に発揮するため、また森林資源の循環利用をするために、組合員の所有する森林の適切な手入れを行っています。地域の林業のリーダー的存在として、森林所有者や林業従事者をつなぎ、とりまとめる役割を果たしています。

この合併により経営基盤が安定し、大型機械の導入やICTの活用が可能となり、より効果的な森林整備が行えるようになることや、専門性を有する人材育成の推進が期待されています。

(14) 分収造林事業あり方検討会を踏まえた新たな水源林保全に向けた検討

造林公社は、昭和30年代の高度経済成長時に水不足が深刻化し、地盤沈下が深刻な社会問題となっていた下流自治体からの要請を受け、琵琶湖淀川水系からの安定的な水供給を実現するため、流域上流に位置する琵琶湖の水源涵養機能を高めることを目的に奥地林を中心に約2万haにおよぶ森林を造成しました。これまで、公益的機能の持続的発揮と伐採収益確保が両立する森林管理に取り組んできましたが、188億円の債務額に対し、弁済額は多くても約20億円との試算結果になったことから、今後の分収造林事業のあり方について検討を進めています。

いずれにしても、県として、琵琶湖・淀川流域の水源を守るという使命は、今後も変わらないものと考えられます。特に、近年の土砂災害等の深刻さに鑑みれば、奥地水源林の保全はより重要性が増していると考えられています。このため、水源涵養をはじめとする森林が持つ多様な価値を、将来にわたり維持・継承していくため、森林の公的管理を進める新たな枠組みについて、検討を進めています。

(15) 国際連携の進展

「オーストリアの国の形と琵琶湖の形が瓜二つ」というSNS投稿が発端となり、令和5年（2023年）11月にオーストリア・ブルゲンラント州との交流覚書が締結されたことを契機として、オーストリア林業に学ぶ機運が高まっています。ヨーロッパの中でも地形が急峻であることなどの共通点があるため、学びながら本県に取り入れられる要素を取り入れていきます。

また、中国・湖南省とは、令和5年（2023年）に友好提携40周年の節目を迎えており、記念植樹を行うなど、交流を深めています。

(16) 生物多様性しが戦略2024を踏まえた森林づくりの展開

令和5年（2023年）3月に策定された生物多様性国家戦略を受けて、持続可能な社会に必要な「炭素中立（カーボンニュートラル）」「循環経済（サーキュラーエコノミー）」「自然再興（ネイチャーポジティブ）」の同時達成に向けて率先して取り組んでいくこと等を趣旨とした「生物多様性しが戦略2024」が令和6年（2024年）3月に策定されました。

戦略では、持続可能な林業と生物多様性が保全された豊かな森林づくりが指向されており、この趣旨に沿った森林づくりを進めていく必要があります。

(17) 「世界農業遺産」の認定と「滋賀県農業・水産業基本計画（第3期）」の策定

令和4年（2022年）7月、千年以上にわたり本県で受け継がれてきた琵琶湖と共生する農林水産業の営みが、「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」として世界農業遺産に認定されました。この「琵琶湖システム」では「水源林」が「農業」や「漁業」と並ぶ重要な構成要素となっており、水源林の保全に向けた取組の重要性が高まっています。

また、本県では、令和8年（2026年）に農業・水産業の基本的な施策の展開方向を示す、「滋賀県農業・水産業基本計画（第3期）」の策定を予定しています。中でも農山村の活性化等については共通の課題であるため、農業・水産業分野とも連携した取り組みを進めていく必要があります。

第3章 琵琶湖森林づくり基本計画(第1期) および第2期計画前半の取組総括



琵琶湖森林づくり基本計画(第1期)の取組については、計画に定める指標の達成度(平成17年度(2005年度)～令和元年度(2019年度))により評価することとします。また、第2期計画前半の取組については、重点プロジェクトの指標の達成度(令和3年度(2021年度)～現在)により評価することとします。

※ 達成率の計算方法

①実績が単年のもの：R1実績値/R2目標値

②実績が累計のもの：(R1実績値-H15現状値)/(R2目標値-H15現状値)

※ 個々の取組の達成率の評価

A：90%以上 B：70-89% C：50-69% D：30-49% E：30%未満

1 基本指標に基づく評価

長期目標(平成17年度(2005年度)～令和2年度(2020年度)：16年間)のうち令和元年度時点の実績、成果と課題

(1) 環境に配慮した森林づくりの推進

指標	平成15年度 (計画策定時)	令和2年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
民有林に占める保安林面積の割合(%)	33	38	36	60%	C
治山事業による保安施設整備面積 (累計)(ha)	31,795	42,100	39,204	72%	B
除間伐を必要とする人工林に対する 整備割合(%)	64	90	54	60%	C
下層植生衰退度3以上の森林の割合(%)	20	10	※H29調査 19	10%	E

ア 琵琶湖の水源林の適正な保全・管理の推進

- ・森林の多面的機能の持続的発揮に向け、保安林指定と治山事業を推進し、山地災害から県民の生命財産を守り、森林や県土の保全に貢献しました。保安林指定の累計は67,010haで民有林の約36%となっています。引き続き目標達成に向け、所有者への働きかけを行う必要があります。
- ・平成27年度(2015年度)には、全国的な目的不明な森林取得の動き等を背景に「滋賀県水源森林地域保全条例」を制定し、水源林の土地取引の把握や、適正な管理を行っています。また「水源林保全巡視員」を配置し、森林被害等の情報収集や対策に取り組んでいます。
- ・治山事業による保安施設整備については、厳しい財政事情の中、新たな災害発生箇所の復旧を優先し、実施しました。引き続き計画的に治山事業を実施していく必要があります。

イ 持続可能な森林整備の推進

- ・造林補助事業や琵琶湖森林づくり県民税等を活用し、森林組合を中心に県内の森林整備の推進に大きく貢献しました。
- ・人工林は利用期を迎え充実しつつあり、この森林資源を循環利用することにより、持続的な森林整備

や資源供給の場を確保していく必要が生じています。

- ・ 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合は、平成22年度（2010年度）には目標を達成しました。しかし保育間伐から手間のかかる利用間伐の割合が多くなった結果、その後は達成率60～70%で推移しています。
- ・ 所有者や境界が不明確な森林が増加し、境界の確認等に労力や時間を要することが問題となっており、一層の境界明確化や集約化に取り組む必要があります。
- ・ 近年激化する台風等の気象災害により、風倒木などの被害が発生しており、この処理等も森林整備の進捗を妨げる要因となっています。
- ・ 林業の成長産業化を推進していくため、また持続的な森林資源の確保を図るため、適切な時期に主伐・再造林を行って、次世代の森林づくりを推進していく必要があります。

ウ 生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進

- ・ 強度な間伐による環境林への誘導や、里山の整備、ニホンジカの捕獲や被害防除、また巨樹・巨木の森の保全など、生物多様性に配慮した豊かな森林づくりに貢献してきました。
- ・ 下層植生衰退度については、改善の傾向がみられる地域と、衰退度が悪化した地域があり、捕獲数との関連が認められることから、今後もニホンジカの捕獲に努め、長期的に改善に取り組む必要があります。

(2) 県民の協働による森林づくりの推進

指標	平成15年度 (計画策定時)	令和2年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
協定を締結して整備する里山の箇所数 (累計)	0	300	273	91%	A
びわ湖水源の森づくり月間の森林づくりへの参加者数(人)	1,583	13,000	7,489	58%	C

ア 多様な主体による森林づくりへの支援

- ・ 森林所有者や地域住民、ボランティアなどの多様な主体による森林づくりへ支援を行い、多くの森林づくり団体が組織され、地域の実情に応じた里山整備等が展開されています。こうした多様な主体による森林づくりは令和元年（2019年）に「琵琶湖と共生する農林水産業」として、日本農業遺産に認定されています。
- ・ 身近な自然とのふれあいの場となる里山整備については、協定を締結して整備する里山の箇所数が273箇所に増加するなど、保全活動が進められています。目標の達成に向け引き続き支援などに取り組む必要があります。

イ 県民の主体的な参画の促進

- ・ 森林づくりに関する情報発信などにより、県民の理解を深めるとともに、主体的な参画の促進に取り組みました。
- ・ 県民の森林に対する理解を深め、参加を促進するため、10月をびわ湖水源のもりづくり月間と定め、イベント等の普及啓発に取り組んでいます。近年は、農山村の振興を目的として、農山村地域で開催することとしたため、参加者数が減少しており、都市部からの集客が課題となっています。
- ・ 本県で開催された第72回全国植樹祭を機に、県民一丸となって、「森一川一里一湖」のつながりのある本県らしい森林づくりの取組を行い、琵琶湖を支える森林づくりへの理解をより一層図る必要があります。



(3) 森林資源の循環利用の促進

指標	平成20年度 (計画見直し時)	令和2年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
県産材の素材生産量(m ³)	32,000	120,000	100,800	84%	B

ア 林業活動の活性化による森林資源の活用 (川上)

- ・林地の集約化や、高性能林業機械の導入と作業道等の路網の整備により、低コスト施業を推進し、県産材の生産体制の確保に取り組みました。

イ 県産材の流通・加工体制の整備 (川中)

- ・びわ湖材産地証明制度を推進し、県産材の地産地消に取り組みました。
- ・木材流通センターの整備支援と、需給情報の調整など、センターが核となる県産材流通体制の整備を推進しました。

ウ 県産材の有効利用の促進 (川下)

- ・県産材について、住宅や公共施設での利用に取り組み、また地域での木質バイオマスのエネルギー利用や森林資源の利用にかかる研究開発への支援を実施しました。
- ・県産材の素材生産量は、川上～川下までの対応、すなわち生産体制や流通・加工体制の整備、また利用の促進に取り組んだ結果、着実に増加が図られ、令和元年度には約100千m³となっています。引き続き、県産材の循環利用の促進に取り組む必要があります。

(4) 次代の森林を支える人づくりの推進

指標	平成15年度 (計画策定時)	令和2年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
地域の森林づくりを推進する集落数	25	100	110	110%	A
森林組合の低コスト施業実施面積(ha)	80	1,400	665	48%	D

ア 森林所有者の意欲の高揚

- ・森林所有者や林業従事者に、森林整備等に関する情報の提供や技術指導などを実施し、林業への意欲の高揚に取り組みました。
- ・地域の森林づくりを推進する集落数は目標に達することができ、森林所有者等の意欲の高揚につながったと考えられます。

イ 林業の担い手の確保・育成

- ・林業従事者や森林施業プランナーなどの人材育成に取り組みました。
- ・森林組合の効率的な作業システムによる取組の指標である低コスト施業実施面積は、600haあまりの実績となり、増加傾向にあります。今後も多くの施業地で、効率的な作業が実施されるよう支援していく必要があります。

ウ 森林環境学習の推進

- ・「やまのこ」をはじめとする森林環境学習や様々な世代を対象に「木育」の普及啓発に取り組みました。

2 戦略プロジェクトに基づく評価

中期目標の実績(平成27年度(2015年度)～令和2年度(2020年度):6年間)のうち令和元年度時点の実績、成果と課題

(1) 環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト

指標	平成26年度 (計画見直し時)	令和2年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
除間伐等の森林施業を実施した森林の面積(ha)	2,227	3,100	1,790	58%	C
境界明確化に取り組んだ森林面積(累計)(ha)	1,023	7,000	3,831	43%	D
ニホンジカの捕獲数(頭)	14,374	19,000	15,803	83%	B
生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数	46	75	45	60%	C
(R1追加)新たな森林経営管理の仕組みに参画する市町数	—	11	19	179%	A

- ・ 除間伐等の森林施業を実施した森林の面積は、利用間伐割合の増加等に伴い、減少傾向にあります。一層の集約化、作業の効率化等を促進する必要があります。
- ・ 境界明確化に取り組んだ森林面積は、目標に達していませんが、増加が図られています。目標達成のため、森林経営管理制度の推進を図り、市町が中心となる境界明確化を支援していく必要があります。
- ・ ニホンジカの被害は、針広混交林化や再生林を進めるうえで障壁となっており、捕獲と合わせ、食害防護柵等の被害防除についてより一層の推進を図る必要があります。
- ・ 生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数は着実に増加しており、引き続き目標達成に向け取り組む必要があります。

(2) 多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくりプロジェクト

指標	平成26年度 (計画見直し時)	令和2年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
活動をPRする森林づくり団体数(累計)	68	160	82	15%	E
琵琶湖森林づくりパートナー協定(企業の森)締結数(累計)	23	35	25	17%	E
(R1追加)全国植樹祭における苗木のホームステイ・スクールステイに参加する主体数(累計)	—	280	446	159%	A
(R1追加)森林・林業・農山村モデル地域数(累計)	—	5	2	40%	D



- ・地域住民やボランティアなどの森林づくり団体数は、100以上組織されていますが、「森づくりネット・しが」へ登録し活動をPRする団体は、82団体となっています。今後も活動の輪が広がるよう、様々な支援を行っていく必要があります。
- ・琵琶湖森林づくりパートナー協定は25箇所締結されました。今後も活動場所、受け入れ側、企業側双方のニーズの把握、調整に努め、協定箇所を増やしていく必要があります。

(3) 森林資源の循環利用促進プロジェクト

指標	平成26年度 (計画見直し時)	令和2年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数	16	20	8	40%	D
びわ湖材認証を行った年間木材量(m ³)	32,109	65,000	64,750	100%	A
木材流通センターとりまとめによる原木取扱量(m ³)	10,012	40,000	44,009	100%	A
(R1追加)県内の素材需要量(m ³)	—	120,000	104,000	87%	B

- ・木造公共施設数については、建築に求められる製品の規格や量に、県産材が十分に対応できていなかったこと、また県産材を活用して設計できる設計士や工務店に対する情報提供等が十分でなかったこと等から、令和元年度では目標に達していない状況です。公共施設等の建築需要にびわ湖材が的確に対応できるよう、引き続き支援等を行う必要があります。
- ・びわ湖材認証を行った木材量は増加しており、びわ湖材産地証明制度が浸透してきています。一方で必要なときに材料が揃わないなど、供給面での課題があります。

(4) 次代の森林を支える人づくり推進プロジェクト

指標	平成26年度 (計画見直し時)	令和2年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
認定森林施業プランナー数(累計)	16	30	29	93%	A
自伐型林業育成研修会の開催数(回)	4	15	9	60%	C
乳幼児に向けた「木育」に取り組む市町の数	0	19	17	89%	B

- ・認定森林施業プランナー数については、研修など啓発に取り組んだ結果、着実に増加し、全森林組合で配置することができています。
- ・自伐型林業育成研修会は令和元年度（2019年度）で9回開催することができました。自伐型林業を推進することは、森林所有者の林業経営意欲の向上や森林づくりへの理解の促進に有効であることから、林業グループの活動支援等を行っていく必要があります。
- ・木育活動は17市町で取り組まれました。引き続き県内市町全域で取り組むことを目標とし、民間の取組も含めて活動を盛り上げ、木を使うことへの理解を醸成する必要があります。

3 第2期計画前半の重点プロジェクトに基づく評価

第2期計画前半の重点プロジェクト(令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度):5年間)のうち令和6年度時点の実績、成果と課題

(1) 花粉の少ない再造林促進プロジェクト

指標	令和元年度 (計画策定時)	令和7年度 (目標)	令和6年度 (実績)	達成率	評価
年間再造林面積(単年度)(ha)	11.5	50	31	62%	C

- ・主伐・再造林について、森林所有者等への働きかけを行っており、令和5年度(2023年度)までは各年度の目標値を上回っていましたが、令和6年度(2024年度)については目標値を達成できませんでした。
- ・令和7年度(2025年度)から、獣害防止柵の維持管理に要する経費にも補助を拡充し、森林所有者の再造林へのリスクに対応することとしており、引き続き主伐・再造林を働きかけていく必要があります。

(2) 災害に強い森林づくりプロジェクト

指標	令和元年度 (計画策定時)	令和7年度 (目標)	令和6年度 (実績)	達成率	評価
ライフライン保全整備箇所数(累計)(箇所)	—	25	34	136%	A

- ・市町、森林所有者およびインフラ施設管理者と連携し、インフラ周辺の森林整備等に取り組んだ結果、令和6年度(2024年度)時点で累計目標値を達成することができました。
- ・引き続き、インフラ施設管理者等と連携し、インフラ周辺の森林整備等に取り組んでいく必要があります。

(3) 「やまの健康」推進プロジェクト

指標	令和元年度 (計画策定時)	令和7年度 (目標)	令和6年度 (実績)	達成率	評価
地域資源の活用に取り組む森林・農山村団体の数(累計)(団体)	5	15	24	190%	A

- ・令和元年度(2019年度)以降累計で、「やまの健康」モデル地域の関係団体やその他地域で活動する24団体に対し、地域資源を活用した商品やサービスの開発に向けた取組について支援しました。
- ・引き続き、農山村の活性化につながる地域資源の活用を支援していく必要があります。



(4) 公共建築物木造化プロジェクト

指標	令和元年度 (計画策定時)	令和7年度 (目標)	令和6年度 (実績)	達成率	評価
県産材を活用する建築設計に関する支援を行った公共建築物数(累計)(件)	—	30	28	93%	A
産業用建築物における木造率(%)	5.8	8.0	6.4	80%	B

- ・令和元年度(2019年度)以降累計で、県および市の整備する公共建築物28件に対して、木造化促進アドバイザーによるアドバイスを行いました。
- ・県産材による設計や工事発注による利用拡大、調達可能な木材による適切な価格や工期設定による施設整備の着実な実施、発注者や設計者の木材利用に関する理解醸成による公共建築物の木造化の推進を図ることができました。
- ・産業用建築物における木造率は、規模の大きな建築物(鉄骨造の事務所用途)の増減により左右される部分があるものの、医療、福祉用建築物の木造建築物の着工数が増えており、令和6年度(2024年度)で6.4%と、計画策定時を上回っています。
- ・引き続き、公共建築物の木造化を支援していく必要があります。

(5) 木質バイオマス地域循環プロジェクト

指標	令和元年度 (計画策定時)	令和7年度 (目標)	令和6年度 (実績)	達成率	評価
エネルギーとして利用される木質バイオマスの量(絶乾トン)	21,497	30,000	24,235	81%	B

- ・素材生産量の増加に応じて、エネルギーとして利用される木質バイオマスの量も増加してきたことから、令和5年度(2023年度)までは各年度の目標値を上回っていましたが、令和6年度(2024年度)については発電設備の法定検査で止めていた期間が長かったこと等から目標値を達成できませんでした。
- ・未利用材の有効利用と再生可能エネルギーの地産地消の推進のため、引き続き、木質バイオマスのエネルギー利用を推進していく必要があります。

(6) 木育活動促進プロジェクト

指標	令和元年度 (計画策定時)	令和7年度 (目標)	令和6年度 (実績)	達成率	評価
木育指導者の数(累計)(人)	—	15	12	80%	B

- ・以前から活動されている2名の木育指導者と協力し、木育講座を開催し、木育指導者の育成を図った結果、令和6年度(2024年度)時点で12人の指導者を養成することができました。

- ・また、講座に参加された方に木育イベントにも参加していただき、今後の指導者としての活動にもつながるよう取り組みました。
- ・引き続き木育講座を開催し、指導者の養成を図っていく必要があります。

(7) 林業人材育成プロジェクト

指標	令和元年度 (計画策定時)	令和7年度 (目標)	令和6年度 (実績)	達成率	評価
滋賀もりづくりアカデミーにおける既就業者コースで技能向上に取り組む作業班数(累計)(班)	—	50	13	26%	E

- ・令和元年度(2019年度)から開始した基礎研修は、支援対象となる全作業班に対し研修を行っており、技能向上の研修についても全作業班について行う予定であったため、令和7年度(2025年度)の目標を50班として取り組みを始めました。
- ・しかし、令和4年度(2022年度)以降は育成対象とする作業班を絞り込み、内容の充実をはかった育成に変更して取り組むこととしたため、令和6年度(2024年度)時点での達成率は26%と、大きく目標を下回る結果となりました。
- ・引き続き、既就業者の技能向上について、適切な方法を模索しながら取り組んでいく必要があります。

